

奈情審第72号  
令和6年2月20日

奈良市教育長 様  
(審査庁担当課 教育部一条高等学校)

奈良市情報公開審査会  
会長 浜口 廣久

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和3年7月15日付け奈一高第507号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 行文第03-08号】

令和3年1月29日付け奈教中函第47号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行文第 7 5 号

諮問：行文第 0 3 - 0 8 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

奈良市教育長が行った、令和 3 年 1 月 2 9 日付け奈教中図第 4 7 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については、次の部分を開示すべきである。

令和 2 年度会計年度任用職員面接評価シート（集計用）及び令和 2 年度会計年度任用職員面接評価シートのうち、各評価項目の面接時の着眼点及び配点（合計評価点、面接者の心証及び総合評価点の各満点を含む）、面接者の心証の右欄並びに基準の区分

### 第 2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 1 2 月 1 日付けで奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「**条例**」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市教育長（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

- (1) 2 0 2 0 年 4 月 3 日以降に採用した中央図書館職員の募集、選考、任用に係る文書一切
- (2) 誤りのあった 2 0 2 0 年 5 月 1 日付け事務分担表を訂正した文書を含む 2 0 2 0 年度の中央図書館事務分担表（ただし、訂正前の 5 月 1 日付け事務分担表は除く）

#### 2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

- (1) 令和 2 年度 奈良市会計年度任用職員 中央図書館（令和 2 年 7 月 2 9 日決裁）
- (2) 会計年度任用職員（日額、代替）の任用について（令和 2 年 8 月 8 日決裁）
- (3) 会計年度任用職員（日額、代替）の任用について（令和 2 年 8 月 1 1 日決裁）
- (4) 令和 2 年度 会計年度任用職員 任用依頼書 教職員課予算（令和 2 年 1

- 1月7日決裁)
- (5) 令和2年度 夏季 奈良市会計年度任用職員 中央図書館 (令和2年6月20日決裁)
  - (6) 会計年度任用職員(中央、西部夏季繁忙期)の任用について(令和2年6月27日決裁)
  - (7) 会計年度任用職員(中央、西部図書館夏季繁忙期)の任用について(令和2年7月2日決裁)
  - (8) 令和2年度 奈良市会計年度任用職員 中央図書館 (令和2年8月4日決裁)
  - (9) 会計年度任用職員(日額、郵送担当)の任用について(令和2年8月8日決裁)
  - (10) 会計年度任用職員(日額、郵送担当)の任用について(令和2年8月11日決裁)
  - (11) 令和2年度 会計年度任用職員 任用(変更)依頼書 各課予算(令和2年9月25日決裁)
  - (12) 奈良市立中央図書館の事務分担表(令和2年9月1日現在)
  - (13) 令和2年度 会計年度任用職員(日額)の任用について(令和2年7月6日決裁)(該当職員分)
  - (14) 令和2年度 会計年度任用職員(日額)の任用について(令和2年8月11日決裁)
  - (15) 会計年度任用職員(日額)の任用変更について(令和2年9月28日決裁)
  - (16) 令和2年度 会計年度任用職員(日額)の任用について(令和2年11月10日決裁)

### 3 処分庁の決定

処分庁は、2の行政文書について、次の内容を不開示として部分開示決定処分(以下「**本件処分**」という。)を行い、令和3年1月29日付けでその旨を審査請求人に通知した。

#### (1) 会計年度任用職員面接評価シート(集計用)の面接者の氏名

当該面接者に対して、評価に関する質問、苦情、批判等がなされ、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、今後の選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

#### (2) 会計年度任用職員面接評価シート(集計用)の各評価点及びコメント欄、並びに会計年度任用職員面接評価シートの各評価点及びコメント欄

開示されないことを前提に面接者によってありのままに評価した内容、所見を記載しており、開示することにより、面接者が率直な評価を控え、正確な

評価が出来なくなり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

- (3) 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）の面接時の着眼点、各配点（満点）、基準の区分及び総合点評価、並びに会計年度任用職員面接評価シートの面接時の着眼点、各配点（満点）、基準の区分及び総合点評価

面接者が着目する能力や特徴、評価における点数配分が明らかとなることにより、事前対策を行った受験者が有利となり、その能力や資質などを正確に判断することが困難となり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

- (4) 任用予定者等の住所、電話番号、最終学校名、通勤距離、通勤方法、職員番号、産休育休等の該当職員名、費用弁償の額

特定の個人を識別でき、また当該個人の私生活等に支障を及ぼすものであって、条例第7条第2号に該当する。

- (5) 応募者の履歴書のうち、記入日、本人の氏名、ふりがな、登録期間、申込職種、申込みする所属及び奈良市立図書館の職歴以外の内容

当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

- (6) 通勤届のうち、職員番号、住所、通勤方法の別、区間、片道距離、片道単価、乗車券の種類・額、備考欄、総通勤距離、総所要時間、通勤手当額及び通勤経路

特定の個人を識別でき、また当該個人の私生活等に支障を及ぼすものであって、条例第7条第2号に該当する。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年4月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市教育長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 面接者の情報、基準の区分、面接時の着眼点、配点、満点、面接者の心証の右の欄は不開示情報ではない。

(2) 面接者の情報

令和2年度会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」の（評価1）の面接者の氏名、「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の面接者の氏名及び印影など面接者に関する不開示について、会計年度任用職員は中央図書館の所属であるから、募集、選考は中央図書館で行なっており、面接者は館長、主査の管理職と考えられる。実際に過去に面接者の氏名を開示しているが、それにより当該面接者に対して、評価に対する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がなされた証拠は弁明書でも提示されていない。処分庁の主張は単なる抽象的なおそれではなく、法的保護に値する程度の蓋然性は認められない。

(3) 基準の区分

「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」の基準の区分、「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の基準の区分が開示されていない。令和元年度能力考課シートは開示され、着眼点の考課基準は行動頻度をa、b、c、d、eなどと区分している。同様に本件の基準の区分も同様と推定され、単なる行動頻度の重み付けである。

これを開示しても面接者がどのような能力や特徴に着目して評価等することが明らかにならず、そのことを知った受験者が有意義な対策を立てることはできない。ゆえに、会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれや選考の公正かつ適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

(4) 面接時の着眼点

「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」の面接時の着眼点の欄、「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の（評価1）の面接時の着眼点の不開示について、公にすることにより、着眼点への対策を行った者が有利になるなど選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれを処分庁は立証しておらず、単なる抽象的な蓋然性に過ぎず、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

(5) 「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」の（評価2）の面接者の心証の右の欄

「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」の（評価2）の面接者の心証の右の欄が開示文書では黒塗りされている。この部分が不開示であること、その理由が決定に記載されていない。処分庁は弁明書で初めて、「面接者の心証」の配点が記載されている欄であること、当該部分が不開示部分である「配点」に含まれることを明らかにした。当該黒塗り部分は過去に

開示されており、当該部分は配点ではなく、点数の付け方であり、処分である決定に記載されていないから理由提示の不備である。また、これを開示することにより、受験者が有利になることは立証されておらず、受験者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれや選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

(6) 配点、満点

「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の（評価1）の配点（点）、（評価2）の面接者の心証の満点、総合評価点の満点、「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の（評価1）の合計評価点の満点、（評価2）の面接者の心証の満点、総合評価点の満点が不開示になっている。大学入試や資格試験で配点や満点は公表されており、これは奈良県など公務員の採用試験でも変わらない。配点や満点があったからといって、どのような対策ができるのか定かではない。配点や満点を公にすることにより、配点や満点への対策を事前に行った受験者が有利になるなどの特別な立証はされておらず、処分庁の主張するおそれは抽象的な蓋然性に過ぎず、採用選考に係る事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

(7) 理由提示の不備について

「令和2年度会計年度任用職員（日額）の任用について」、「会計年度任用職員（日額）の任用変更について」における、現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法の不開示理由は、任命権者と当該会計年度任用職員との間で結ぶ勤務条件などの雇用契約の内容であるとしているが、これらは単に採用者の個人情報に過ぎず、雇用契約の内容ではないのは明らかであるから、理由提示に不備がある。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書によると、処分庁の主張はおおむね次のとおりである。

1 弁明の理由

(1) 「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の面接時の着眼点、配点、区分、総合点評価は、会計年度任用職員の選考に係る情報であり、面接者がどのような能力や特徴に着目して評価等することが具体的に明らかとなり、その対策を行った者が有利になるなど、受験者本来の姿をとらえその能力や資質などを正確に判断することが困難になるため、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

(2) 「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の評価点、合

計評価点、総合評価点、コメントは、会計年度任用職員の選考に係る情報であり、開示されないことを前提に面接者がありのままに評価、コメントを記載しており、面接者が率直な評価等を控えることにより、面接が形骸化し、正確な評価が困難になるなど、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

- (3) 「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の面接者の情報は、会計年度任用職員の選考に係る情報であり、当該面接者に対して、評価に関する質問、苦情、批判、いわれなき非難等がなされ、受験者に対する適切な評価が困難となるなど、今後の選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。
- (4) 審査請求人の主張する面接者の右の欄は、評価項目「9. 面接者の心証」の配点を記載している欄であり、項目「配点」に含まれており、不開示の理由を示している。
- (5) 「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート」についても同様の理由である。

## 2 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は存在しない。

## 第5 審査会の判断

- 1 審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、審査請求人は本件処分で次の不開示部分（以下「**本件不開示部分**」という。）の開示及び理由提示の不備を主張している。

### (1) 本件不開示部分について

「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」及び「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート」の不開示とされた、面接者の氏名及び印影、基準のうちの「区分」、「面接時の着眼点」、「面接者の心証」の右欄並びに各評価項目等の配点や満点が明らかとなる情報について、審査請求人は事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないと主張している。

### (2) 理由の提示について

本件対象行政文書のうち、「令和2年度 会計年度任用職員（日額）の任用について」及び「会計年度任用職員（日額）の任用変更について」に記載されている会計年度任用職員の現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法の不開示理由について、処分庁は雇用契約の内容であるとしているが、単に採用者の個人情報であり、理由の提示に不備があると主張している。

2 審査請求人は上記(1)及び(2)以外は争っていないと認められることから、当審査会は、当該部分に限定して審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、市の機関又は国等の機関（以下「市の機関等」という。）が行う事務又は事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解され、市の機関等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが掲げられている。

また、同号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを不開示情報として規定している。

なお、同号の「支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限が与えられているわけではなく、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法、性質などに照らし客観的に判断することが必要であるとともに、公益的な開示の必要性についても考慮し、それでもなお、公にすることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えることが求められる。さらに、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(2) 本件不開示部分について

本件不開示部分は、奈良市立中央図書館に採用する会計年度任用職員を選考するに当たって実施した面接における概要、選考基準、配点及び基本的な考え方に係る情報が記載されている。採用面接は受験者を多面的に評価し、総合的な判断のもとに採用すべき者を選考するため、選考過程においては裁量的な要素が含まれるものであるが、それが適正に行われなければならないことはいうまでもない。そのため、市民に対して職務上の責任を負っている実施機関としては、会計年度任用職員の採用選考に当たっての選考基準に関して説明する責務があるといえる。

本件不開示部分が記録された行政文書は、処分庁が奈良市立中央図書館に採用する会計年度任用職員を選考するために行った面接における受験者の評価について作成したものである。

(3) 本件不開示部分の不開示妥当性について

ア 基準のうち区分

当審査会が区分を見分したところ、選考の各項目の基準として示された5項目の行動頻度について、評価者がどの行動頻度に該当するかを判断する区分であり、当該部分の記載からこの区分が評価点となると解される。区分は、基準である行動頻度を単に1から5までの5段階で表現されているに過ぎず、その記載状況から相当程度想定し得るものである。よって、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示することが妥当である。

#### イ 面接時の着眼点

面接時の着眼点は、面接者が評価を行うに当たって、会計年度任用職員として必要とされる基本的な行動内容が列挙されている。これらは、いずれも面接試験における評価の観点としては、基本的な着眼点を示しているに過ぎず、受験者であれば一般的に想定し得る情報であると認められ、これを公にしても、受験対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示することが妥当である。

#### ウ 面接者の心証の右欄

当該部分は、面接者が評価を行うに当たって、面接時の心証から会計年度任用職員に対する採用の可否を区分するための点数の付け方を示すものにすぎず、受験対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示することが妥当である。

#### エ 配点及び満点に係る情報

配点は、公にしても、選考全体を通じて実施機関が各評価項目において配点をいくりにするかの方針が判明するにとどまるものであり、受験対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えない。また、配点を合計した満点についても同様であり、開示することが妥当である。

#### オ 面接者の氏名及び印影

面接者が明らかとなる情報については、面接者の外見から受験者が面接者を特定する可能性は否定できないため、当該情報を公にした場合、面接試験の結果に納得しない受験者から当該面接者に対して、評価に関する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがある。このことから、面接者がありのままの率直な評価等を控えたり、一般的な評価にとどめたりするなど、受験者に対する適切な評価が困難になり、今後の会計年度任用職員の採用に係る事務の公正又は円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号に該当する。

(4) 理由の提示について

審査請求人が理由提示の不備を主張する会計年度任用職員の現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法については、会計年度任用職員の任用に当たっての条件等をまとめた書面に併せて記載されている。当該書面が、いかなる者をいかなる条件で任用しようとするのかを示すものであることを踏まえると、当該不開示部分は採用しようとする会計年度任用職員の雇用契約の内容の一部であると認められることから、理由の提示に不備があるとは言えない。

3 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 7月15日	審査庁から諮問を受けた。
令和5年11月28日	令和5年度第7回審査会 1 事務局から概要説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和6年 1月16日	令和5年度第9回審査会 答申案のとりまとめを行った。
令和6年 2月20日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石 黒 良 彦	弁護士	
上 田 健 介	上智大学法学部教授	会長職務代理者
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
中 谷 祥 子	弁護士	
浜 口 廣 久	弁護士	会長